

日本学生支援機構奨学金 適格認定における事情書

学籍番号： _____

学科・学年： _____ 学科 _____ 年 _____

学生氏名： _____

記入者氏名： _____ (続柄： _____)

適格認定において廃止、停止、警告に該当すること（可能性含む）を自覚しており、その理由として災害、傷病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得ない事由がある方は、下記にその事情を記載してください。

また、罹災証明・診断書等の第三者発行の証明書類を添付してください。（コピー可）

●利用している奨学金： 高等教育の修学支援新制度

●事由が発生した時期：

●内容：

※大学記入欄

裏面に適格認定の判定基準を記載しています

給付奨学金 判定基準

<p>廃止</p>	<p>次の1～4のいずれかに該当するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であり、学修意欲が低い状況にあると認められること 4. 「警告」区分に該当する学業成績に連続して該当すること (下の「停止」区分に該当する場合は除く) <p>⇒翌年度以降の支援を廃止。なお、学業成績が著しく不良の場合は、支給済の給付奨学金について返還を求めるとともに、授業料等減免額を徴収する。</p>
<p>停止</p>	<p>2回連続で警告となった場合のうち、2回目の警告理由が「GPA等が学部等における下位1/4の範囲に属する場合」に該当するとき (3回連続で警告となった場合は除く)</p> <p>⇒翌年度の支給が中断</p>
<p>警告</p>	<p>次の1～3のいずれかに該当するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 修得した単位数の合計が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等(本学の場合、平均成績)が学科における下位1/4の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であり、学修意欲が低い状況にあると認められること <p>⇒翌年度も支援を継続</p>
<p>継続</p>	<p>「廃止」、「停止」、「警告」以外の者</p> <p>⇒翌年度も支援を継続</p>